

市道の認定について

次のとおり市道の路線を認定する。

2017年（平成29年）9月1日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

整理 番号	路線名	起	点	幅員 m	延長 m
		終	点		
1	鵜沼	鵜沼藤が谷四丁目6834番9地先		4.5	16.1
	930号線	鵜沼藤が谷四丁目6834番6地先			
2	辻堂	辻堂二丁目1277番1地先		4.0	70.1
	653号線	辻堂二丁目1287番1地先			
3	辻堂	辻堂六丁目6394番17地先		4.5	34.9
	654号線	辻堂六丁目6394番13地先			
4	辻堂	辻堂六丁目6394番28地先		4.5	69.3
	655号線	辻堂六丁目6394番22地先			
5	辻堂	辻堂太平台一丁目13番55地先		4.5	32.5
	656号線	辻堂太平台一丁目13番14地先			
6	辻堂	辻堂太平台二丁目1番50地先		4.5 ～ 5.0	33.6
	657号線	辻堂太平台二丁目1番44地先			
7	辻堂	辻堂東海岸三丁目7239番896地先		4.5	21.2
	658号線	辻堂東海岸三丁目7239番958地先			

8	善行	立石一丁目 3 2 5 0 番 1 8 地先	4.5	69.8
	6 2 0 号線	立石一丁目 3 2 5 0 番 1 0 地先		
9	善行	善行坂二丁目 4 6 8 4 番 6 1 地先	4.5	39.9
	6 2 1 号線	善行坂二丁目 4 6 8 4 番 6 3 地先		
10	六会	西俣野字北窪 1 7 1 番 3 2 地先	6.0	118.7
	8 9 0 号線	西俣野字北窪 1 6 3 番 2 4 地先		
11	湘南台	亀井野字土橋 3 6 5 番 5 地先	4.0	36.9
	4 3 6 号線	亀井野字土橋 3 6 6 番 7 地先		
12	長後	長後字山王添 2 4 3 5 番 2 地先	5.9 ～ 6.0	77.0
	9 1 2 号線	長後字山王添 2 4 5 0 番 2 地先		

提案理由

鵜沼 9 3 0 号線ほか 1 1 路線を認定したいので、道路法第 8 条第 2 項の規定により提出する。

参 考

道路法 抜粋

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

- 2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

(路線の廃止又は変更)

第10条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

- 2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代わるべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代えて、路線を変更することができる。

- 3 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。